

令和4年7月から同年9月までに支給事由の生じた

休業補償給付、複数事業労働者休業給付及び休業給付に係る給付基礎日額の算定に用いる率（通算スライド率）

算定事由発生日の属する四半期※1		通算スライド率(%)※2	算定の基礎となる四半期※3
平成2年	第1四半期	110.0000	平成4年第2四半期
	第2四半期	111.0000	平成6年第2四半期
	第3四半期	110.0000	平成6年第2四半期
	第4四半期	110.0000	平成6年第4四半期
平成3年	第1四半期	110.0000	平成6年第4四半期
	第2四半期	99.9000	平成25年第1四半期
	第3四半期	99.0000	平成25年第1四半期
	第4四半期	100	-
平成4年	第1四半期	99.0000	平成25年第1四半期
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成5年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成6年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成7年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成8年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成9年	第1四半期	100	-
	第2四半期	90.0000	平成25年第1四半期
	第3四半期	90.0000	平成27年第1四半期
	第4四半期	90.0000	平成25年第1四半期
平成10年	第1四半期	100	-
	第2四半期	90.0000	平成27年第1四半期
	第3四半期	100	-
	第4四半期	90.0000	平成27年第1四半期
平成11年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成12年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成13年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成14年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成15年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成16年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成17年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成18年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-

算定事由発生日の属する四半期		通算スライド率(%)	算定の基礎となる四半期
平成19年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成20年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成21年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成22年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成23年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成24年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成25年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成26年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成27年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成28年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成29年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成30年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
平成31年 令和元年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
令和2年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-
令和3年	第1四半期	100	-
	第2四半期	100	-
	第3四半期	100	-
	第4四半期	100	-

※1：算定事由発生日の属する四半期は、現行のスライド制が始まった平成2年以降のものを掲載しています。

第1四半期は1月から3月まで、第2四半期は4月から6月まで、第3四半期は7月から9月まで、第4四半期は10月から12月までを意味します。

※2：表示された率が「100」のものは、これまでスライド率の改定が生じていないものです。

※3：既に1度以上±10%を超える変動が生じた四半期について、どの四半期の平均給与額が次回の算定の基礎となるかを示します。